

社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会（以下、「協会」という）の理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という）の報酬等並びに費用弁償に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 兼務理事とは、常勤理事のうち、協会の施設の職員を兼務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する

- (1) 常勤理事には、報酬及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員には、報酬を支給する。
 - (3) 評議員には、報酬を支給する。
2. 常勤理事に対する退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により常勤の理事を退職した者に限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2. 評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
3. 協会の全理事の報酬総額は、年間338万円以内とする。ただし、兼務理事の職員としての給与を含まない。
4. 協会の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
5. 常勤理事の報酬は、別表2に定める額とする。
6. 常勤理事の退職手当については、別表2に定める額とする。
7. 非常勤役員の報酬は、別表3に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2. 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。ただし兼務理事に対しては支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤理事の報酬は、毎月21日に支払うものとする。ただし当日が休日の場合には順次これを繰り上げる。

2. 非常勤役員及び評議員の報酬は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給形態)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに、常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。
4. 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、2019年（令和元年）7月1日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

職 務	日額（税控除後の額）
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※各職務を同日に勤務した場合であっても日額は10,000円とする。

別表2（常勤理事の報酬等）

（1）月額報酬

役職名	月 額
理事長	150,000円
業務執行理事	60,000円
理 事	30,000円
兼務理事	①60歳の誕生日末日までは常勤理事報酬を支給しない ②60歳の誕生月の翌月以降は役職区分に応じた常勤理事報酬を支給する

（2）退職手当

最終報酬月額×在任年数

- ※1 在任年数は1カ年単位とし、端数は月割りとし、1カ月未満は切り上げる。
- ※2 対象期間は2019年7月1日以降とする。
- ※3 兼務理事の退職手当は60歳の誕生月の翌月以降を対象期間とし、60歳の誕生月までは支給しない。

別表3（非常勤役員の報酬）

（1）理 事

職 務	日額（税控除後の額）
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※各職務を同日に勤務した場合であっても日額は10,000円とする。

（2）監 事

職 務	日額（税控除後の額）
監事監査への出席	10,000円
理事会、評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※各職務を同日に勤務した場合であっても日額は10,000円とする。